

風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

834百万円（136百万円）

総合環境政策局環境影響審査室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の構築に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い風力発電等の再生可能エネルギーの役割が、これまで以上に重要になってきており、今後、風力発電等は急激かつ大幅な設置の増加が見込まれる。

環境省では、平成24年10月から風力発電所の設置等の事業を環境影響評価法の対象とすることとしており、本事業により、風力発電所の設置事業等における環境影響評価手続の先行実施の推進及び環境基礎情報の提供等を行うことを通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）風力発電等アセス先行実施モデル事業 【平成23年度～平成24年度】

改正環境影響評価法の全面施行前に、風力発電所及び地熱発電所の設置事業における配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組み事業者によるモデル事業を実施する。

（2）風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

【平成24年度～平成28年度】

東日本大震災からの復興の基本方針において「再生可能エネルギーの環境基礎情報の提供等により事業化活動を促進する」とされたこと等を踏まえ、風力発電所及び地熱発電所の設置事業における環境影響評価手続に活用できる既存情報を収集・整理するとともに、地方公共団体等と連携しながら、風力発電等の立地ポテンシャルや貴重な動植物の生息・生育の有無等を勘案して選定したモデル地域（5年間で計約1,000km²（約1,000万kW分に相当）を想定）において現地調査等を行うことにより、動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理し、これらの情報についてデータベースの整備及び提供等を行う。

3. 施策の効果

風力発電所の設置事業等における環境影響評価手続の先行実施の推進及び環境基礎情報の提供等を通じて、適正な環境配慮を確保した風力発電所等の着実な導入に資する。

風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

①風力発電等アセス先行実施モデル事業(継続)

◎風力発電所及び地熱発電所について、配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者によるモデル事業を実施

②風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(新規)

◎風力発電所及び地熱発電所の環境アセスメントに必要な環境基礎情報の整備・提供を実施

